

滋 医 福 第 1 2 4 8 号  
令和2年（2020年）6月12日

各施設・事業所の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長  
( 公 印 省 略 )

介護支援専門員資格の有効期間の特例措置について（通知）

平素は、本県の医療福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる令和2年度介護支援専門員研修の中止等ならびに介護支援専門員資格の特例措置について、県内介護支援専門員および関係機関に対し、別添のとおり通知しましたのでご了承願います。

貴施設・貴事業所におかれましては、所属の介護支援専門員が保有する介護支援専門員証の有効期間にご留意いただきますとともに、特例措置の対象となる介護支援専門員の研修受講や更新手続についてご配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

記

（概要）

都道府県の判断で法定研修を延期または中止する場合、本来の資格更新時期を過ぎ  
てしまう介護支援専門員等については、都道府県が認める期間内は臨時的に資格を喪  
失しない取扱いとされた。（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）  
本県における臨時的な有効期間の取扱いについては以下のとおりとする。

令和2年6月9日から令和5年3月31日までに介護支援専門員証の有効期間満  
了日を迎える者については、本来の有効期間満了日の翌日から1年間は資格を喪  
失しない。

ただし、やむを得ない事情により、更新に必要な研修の修了が困難な場合は、研  
修修了までの間、資格を喪失しない。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
介護・福祉人材確保係  
TEL：077-528-3597／FAX：077-528-4851